

教保体第1277号

平成20年12月4日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について（通知）

インフルエンザ様疾患による臨時休業を実施する場合の情報提供については、平成20年10月27日付け教保体第1103-1号で通知したところですが、今般、県保健医療部疾病対策課長から平成20年11月18日付け疾第1431-4号で、別添（写し）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

については、厚生労働省のホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策について（平成20年度）」を参考にインフルエンザの予防対策の徹底をお願いします。

なお、本県におけるインフルエンザによる学級閉鎖等の状況は下記のとおりです。

記

【本県におけるインフルエンザによる学級閉鎖等の状況】

11月17日に本年度初の学級閉鎖の報告（別添報道発表資料参照）を受けましたが、その後12月4日までにさいたま市の1小学校で学年閉鎖（1）、学級閉鎖（2）、鶴ヶ島市の1小学校で学年閉鎖（1）、学級閉鎖（1）、熊谷市の中学校で学級閉鎖（1）が実施されています。

厚生労働省（今冬のインフルエンザ総合対策について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

担当；県立学校部保健体育課

健康教育担当 謝村

TEL；048-830-6963

FAX；048-830-4971

Eメール；a6960@pref.saitama.lg.jp



疾第1431-4号
平成20年11月18日

学 事 課 長
福 祉 政 策 課 長
社 会 福 祉 課 長
高 齢 者 福 祉 課 長
介 護 保 険 課 長
子 育 て 支 援 課 長
医 療 整 備 課 長
葉 務 課 長
教 育 局 保 健 体 育 課 長

様

疾病対策課長

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（通知）

標記について別添写しのとおり、厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたのでお知らせします。

なお、埼玉県医師会長、各市町村衛生主管部長及び各保健所長等には同様の通知をしております。

つきましては、貴課で当疾病対策上、周知すべき関係機関がある場合は、適宜情報提供していただきますようお願いいたします。

また、平成20年度版インフルエンザQ&A及び予防ポスターについては、現在、厚生労働省で作成中であり、近日中にホームページで公開する予定です。

担 当：感染症対策担当 古島

TEL：048-830-3557

FAX：048-830-4809



健感発第1114001号

平成20年11月14日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課



今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症です。

また、近年、学校における学級閉鎖や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくことといたしましたので、貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

また、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組み、さらには、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等にご協力ください。

平成20年度

今冬のインフルエンザ総合対策について

今年度の標語

あ、その咳、そのくしゃみ
～咳エチケットしてますか？～

1. はじめに

本年度のインフルエンザ総合対策については、2008年11月14日をキックオフデーとし、**「あ、その咳、そのくしゃみ ～咳エチケットしてますか？～」**という標語を掲げ、国及び都道府県、指定都市、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、今冬のインフルエンザ対策に取り組んでいくこととする。

2. 具体的対策

(1) インフルエンザ予防ポスターを作成し、電子媒体形式で提供

厚生労働省は、インフルエンザ予防のためのポスターの原画を作成し、インフルエンザホームページに電子媒体形式（PDFファイル等）画像ファイルで掲載（現在作成中）。都道府県等においては、適宜活用（ダウンロード）し、医療機関、学校、職域等を始めとした普及を図り、国民にインフルエンザ予防を呼びかける。

(2) インフルエンザ“Q&A”の作成・配布

厚生労働省と国立感染症研究所感染症情報センター、日本医師会感染症危機管理対策室は、毎年インフルエンザの流行シーズンに寄せられる質問項目の中で、頻度の高いものを整理した上で、作成して公表する。

(3) インフルエンザに関するホームページを開設

厚生労働省のホームページに、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページを開設する。

内容としては、インフルエンザ予防ポスター（PDFファイル等）、インフルエンザ“Q&A”、施設内感染予防の手引、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、インフルエンザ発生状況等（発生動向情報、インフルエンザ様疾患報告情報）を逐次掲載し、更新する。

- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>)

(リンク)

- ・国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

ア 感染症法に基づくインフルエンザ患者発生状況の把握

各都道府県が選定した全国約5,000箇所のインフルエンザ定点医療機関(約3,000箇所の小児科定点医療機関を含む)から報告されるインフルエンザの発生状況について、オンラインで情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、その結果を「感染症発生動向調査週報(I D W R : Infectious Diseases Weekly Report)」等を用いて提供・公開する。

イ 学校におけるインフルエンザ様疾患発生状況把握(学級等閉鎖情報)

全国の保育所・幼稚園、小学校、中学校等においてインフルエンザ様疾患による学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数及びその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の数を、各学校及び各都道府県教育担当部局の協力に基づき収集・分析し、その結果を毎週公表する。

ウ インフルエンザ関連死亡の把握(関連死亡情報)

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、18指定都市からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行う。

(4) 相談窓口の設置

インフルエンザをはじめとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の疑問に的確に対応するため、(株)保健同人社にインフルエンザ等感染症に関する相談窓口を開設する。

具体的な対応は以下のとおりとする。

- ・ 開設時期 : 平成20年7月1日(火)～平成21年3月31日(火)
- ・ 対応日時 : 月曜日～金曜日(祝祭日除く)09:30～17:00
- ・ 電話番号 : 03-3234-3479

(5) 予防接種について

高齢者はハイリスクとして積極的に接種を勧奨すべきというのが国際的認識であり、わが国においても65歳以上の高齢者、60～64歳で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方については、予防接種法に基づく接種を受けることが可能である。

(6) ワクチン・治療薬等の確保

ア インフルエンザワクチン

今シーズンの供給予定量 2,630万本(平成20年9月18日時点)

(うち、40万本を不足時の融通用として確保)

イ 抗インフルエンザウイルス薬

① タミフル(一般名:リン酸オセルタミビル 中外製薬)

今シーズンの供給予定量900万人分

(タミフルセブ75及びタミフルドライシロップ 3%の合計)

② リレンザ(一般名:ザナミビル水和物 グラクソ・スミスクライン)

今シーズンの供給予定量 300万人分

ウ インフルエンザ抗原検出キット(迅速タイプ)の供給

今シーズンの供給予定量 約1,500万人分(需要増に対応し増産が可能)

(7) 施設内感染防止対策の推進

高齢者施設等のようにインフルエンザに罹患した場合の高危険群の者が多く入所している施設においては、まず、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないようにすることが重要である。したがって、厚生労働省は日本医師会感染症危機管理対策室とともに、インフルエンザウイルスの高齢者施設等への侵入の阻止と侵入した場合のまん延防止を目的とした標準的な手引き「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を各施設に普及していく。

なお、高齢者等の高危険群に属する者が多く入所している施設においてインフルエンザの流行が発生した場合には、都道府県等は、当該施設等の協力を得て調査を実施し、感染拡大の経路、感染拡大の原因の特定などを行うことにより、施設内感染の再発防止に役立てることが重要であり、国は、都道府県等から調査の実施に当たっての協力要請があった場合には、積極的に対応する。また今年度も、特に高齢者施設の方については、重点的に予防接種を勧奨する。

また医療機関についても、以下の手引き等を参考に、インフルエンザについての院内感染防止に関する指導をいっそう徹底するよう努める。

➤ 医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き 等

(<http://www.nih-janis.jp/manual.html>)

(8) その他

ア 「咳エチケット」の普及啓発

他の患者への感染拡大の防止のため、「咳エチケット」をキーワードとした普及啓発活動を行い、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけることとする。

「咳エチケット」

○ 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マ

マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れましょう。

- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※ 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。N95 マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。

※ 一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

※ マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

イ 普及啓発資料

パンフレット等を活用し、インフルエンザ感染対策を推進する。

▶ インフルエンザの基礎知識

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>)

平成20年12月12日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校における感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）のまん延防止について（通知）

平成20年10月後半から嘔吐、下痢を主症状とする感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）による学級閉鎖等の報告が増加してきており、12月に入り小学校10校から学級閉鎖9校、学年閉鎖2校の報告がありました。

感染性胃腸炎の感染経路としては、感染した児童生徒が登校し、学校で嘔吐、下痢をした後の処置を誤ることにより、同じ教室の児童生徒に感染することが考えられます。

このため、発症者が特定のクラスや学年に偏って現れ、学級閉鎖や学年閉鎖に至っているものと推測されます。

今般、学級閉鎖の報告のあった学校の中には、教室内の嘔吐物の処理の際に次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて消毒していなかったために、そのクラスの児童に限って発症者が多発していたとの情報が保健所から届けられています。

感染性胃腸炎のまん延防止に関しては、既に下記1の通知により対応をお願いしているところですが、今般これらの通知に加え下記2にも御留意の上、感染性胃腸炎のまん延防止に努められるようお願いいたします。

記

1 過去の通知

- (1) 「学校におけるノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の予防並びに発生時の対応について（通知）」（平成20年11月4日付け教保体第1129号）
- (2) 「学校におけるノロウイルス等による感染性胃腸炎のまん延防止について（通知）」（平成20年11月25日付け教保体第1231号）

2 留意する点

- (1) 毎朝、登校した生徒の健康観察を行い、感染性胃腸炎の主症状である吐き気、嘔吐、下痢等の自覚症状を有している児童生徒がいた場合、他の児童生徒への感染を未然に防ぐため、保護者に連絡し医療機関の受診を勧めること。
- (2) 嘔吐物等の処理及び嘔吐された場所の消毒については、過去の通知に基づき適切に

行うこと。

- (3) 発症者が触れた場所(トイレの扉、水道の蛇口、教室の机など)の消毒についても、嘔吐物等の処理及び嘔吐された場所と同様に次亜塩素酸ナトリウム溶液で行うこと。
- (4) 治癒して登校してきた児童生徒に対して、学校での排便の後の手指の洗浄は、流水を用いて石鹸での洗浄(※1)をするよう指導すること。

また、飲食物に触れる可能性のある給食当番については、しばらくの間(※2)控えるよう指導すること。

※1 手指の洗浄

床や衣服に付着したウイルスの消毒には、次亜塩素酸ナトリウム溶液を勧めているが、手指など直接人体に対しては刺激が強いため使用はしないこと。

※2 しばらくの間

平成19年3月12日付け教保体第1416号「ノロウイルスに関するQ&Aについて(通知)」のQ17に、「このウイルスは下痢等の症状がなくなっても、通常では1週間程度長いときには1ヵ月程度ウイルスの排泄が続くことがあるので、症状が改善した後も、しばらくの間は直接食品を取り扱う作業をさせないようにすべき」と書かれています。

県では、一般的には1週間は給食当番を控え、次の1週間は給食当番をしても良いがその業務の内容を考慮するよう指導助言しています。

担 当：県立学校部 保健体育課
健康教育担当 謝 村
電 話：048-830-6963
FAX：048-830-4971
Eメール：a0146278@pref.saitama.lg.jp

3Sチャレンジ(保健体育課からのメッセージ)
学校・家庭・地域で育てよう、埼玉の健康な子どもたち

教保体第1370号
平成20年12月19日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

麻しん定期予防接種率（第3期・第4期）調査について（依頼）

平成20年12月11日付け疾第1464-1号において、疾病対策課長から別添写しのとおり麻しん定期予防接種率（第3期・第4期）調査について依頼がありました。

ついては、下記により児童生徒の麻しんの第3期・第4期定期予防接種状況について報告して下さるようお願いします。

去る平成20年12月1日厚生労働省から平成20年4月から9月までの第3期・第4期麻しん定期予防接種率が公表されましたが、埼玉県においては全国平均よりも低い数値となっており低迷している状況です。

第4期対象者においては、受験の時期になりますので、大切な時期に感染しない、させないためにも未接種者・未罹患者に対しては、早期の接種が促進されるよう適切な対応をお願いします。

また、市町村教育委員会においては、管内の学校への周知及び調査への協力について御配慮くださるようお願いします。

記

- 1 対 象；公立中学校1年生、高等学校3年生、特別支援学校の中学部1年生、高等部3年生に相当する年齢の者
中学1年生に相当する年齢の者
(平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ)
高校3年生に相当する年齢の者
(平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ)
- 2 報告内容；第3期・第4期定期予防接種状況（任意の予防接種等は入れない。）
- 3 調査時期；第3期・第4期：平成21年3月31日現在の接種率・罹患者数
※ 第4期の県立学校においては、いわゆる家庭研修等に入るため生徒が登校している間に各学校で日にちを決めて接種率をまとめ、各学校の情報として保管する。

それ以降、3月31日までについては、その都度、生徒から申告させ集計表に加えていく。

- 4 報告期限；第3期：第4期とも平成21年4月17日（金）
5 提出先；市町村教育委員会、県立学校は、直接保健体育課担当者へ電子メールで送信する。 送信先 a0237022@pref.saitama.lg.jp

6 集計及び報告方法；

- (1) 各学校の該当学年のクラスごとに4月から9月まで集計した後の状況を「麻しん（はしか）罹患歴及び予防接種状況確認リスト（第3期・第4期のみ）」（埼玉県麻しん対策マニュアル資料2-1）に追加する。
(2) 学校は、各クラスの集計の結果、最下欄「在籍者数」「麻しん罹患者」及び「第3期又は第4期予種済み」の数値を「予防接種率算出表（第3期・第4期のみ）」（資料2-2-BまたはC）に転記し、学校としての該当学年の定期予防接種率（第3期・第4期のみ）を算出する。

※「在籍者数」は、中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者の数とする。

- (3) 市町村教育委員会は、各学校から報告された「予防接種率算出表（第3期・第4期のみ）」から合計欄に記載された数値を、校種ごとに「埼玉県麻しん対策マニュアル資料2-2-A」に転記し、教育委員会としての数値を把握するとともに、保健体育課に直接「資料2-2-A」を報告する。欄が不足する場合は、行数を増やして作成する。
(4) 県立学校のうち高等学校、中学校は、作成した「埼玉県麻しん対策マニュアル資料2-1」を「資料2-2-B」に転記し、保健体育課に報告する。
(5) 特別支援学校（市立を含む）は、作成した「埼玉県麻しん対策マニュアル資料2-1」を「資料2-2-C」に転記し、保健体育課に報告する。

7 埼玉県調査結果（平成20年4月1日から平成20年9月30日現在の接種率）
《埼玉県第3期・第4期の接種率》

- 第3期 平均 50.9%
最大 100% 最小 28.2%
○ 第4期 平均44.7%
最大 96.6% 最小 0%

担当；県立学校部保健体育課

健康教育担当 高橋

TEL；048-830-6963

FAX；048-830-4971

Eメール；a0237022@pref.saitama.lg.jp

麻しん(はしか)罹患歴及び予防接種状況確認リスト

資料2-1

[第3期・第4期のみ]

学校名:

学年学級:

担任名:

出席 番号	名前	麻しん(は しか)へ罹患 したことの有無	今までの予防接種歴の有無		今年度(第3-4期)の実施状況
			旧第1期 (1歳~7歳半)	任意	予防接種の有無
記載例	埼玉太郎	有	無	無	有
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
合計	0	0	0	0	0
	在籍者数	麻しん罹患者	接種歴あり	不明・接種歴なし	第3期又は第4期接種済み
	(a) 0	(d) 0	(b)	(c)	(b) 0

記入上の注意

- (b): 今までの予防接種歴の有無において、旧第一期及び任意のいずれかが「有」となっている者、もしくは両方が「有」となっている者の合計数。(各学校で数えて記入)
- (b): 平成20年度内に第3期又は第4期の麻しん(はしか)の予防接種を受けた者の合計数。なお、麻しん(はしか)の予防接種は麻しん風しん混合(MR)ワクチン又は麻しん単抗原(M)ワクチンのいずれかを用いて1回接種行う。
- (c): 今までの予防接種歴の有無において、旧第一期及び任意が「無」又は「不明」となっている者の合計数。(各学校で数えて記入する。)
- (d): 今までに麻しん(はしか)に罹ったことがある者の合計数。

予防接種率算出表(第3期・第4期のみ) (中・高) 教育委員会名
 ※校種ごとに作成してください 担当者名

学校名	在籍者数(a)	予防接種状況		接種率 b/a
		第3期又は第4期接種済み(b)	未接種(c)(a-b)	
〇〇〇〇学校	100	78	22	78%
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
合計	0	0	0	#DIV/0!

予防接種率算出表(第3期・第4期のみ)

学校名
担当者名

学年	クラス	在籍者数(a)	予防接種状況		接種率 b/a
			第3期又は第4期接種済み(b)	未接種(c)(a-b)	
3		100	78	22	78%
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
					#DIV/0!
合計		0	0	0	0

予防接種率算出表(第3期・第4期のみ)

特別支援学校名
担当者名

学部	在籍者数(a)	予防接種状況		接種率
		第3期又は第4期接種済み(b)	未接種(c) (a-b)	
記載例	100	76	22	76%
中学部				#DIV/0!
高等部				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
合計	0	0	0	#DIV/0!



疾第1464-1号
平成20年12月11日

教育局保健体育課長 }
総務部学事課長 } 様

疾病対策課長

麻しん定期予防接種率（第3期・第4期）調査について（依頼）

標記の件については、「埼玉県麻しん対策マニュアル」にありますとおり、各学校等施設の麻しん定期予防接種（第3期・第4期）の接種率を報告いただくこととなっております。

つきましては、各学校等施設における接種率を取りまとめの上、下記のとおり御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本調査結果は、平成21年5月に開催予定の埼玉県麻しん対策推進会議の中で報告する予定です。

記

1. 報告内容：
平成20年度上半期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の各学校等施設における麻しん定期予防接種（第3期・4期）の接種率。
2. 報告様式
埼玉県麻しん対策マニュアルの「資料2-2」（別添）
3. 報告日
平成21年4月24日（金）必着
4. 提出先・提出方法
保健医療部疾病対策課感染症対策担当 古島
電子メール（a1101965@pref.saitama.lg.jp）

担当：感染症対策担当 木村 古島
TEL：048-830-3557
FAX：048-830-4809

教保体第1371号
平成20年12月19日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

麻しん・風しんに関する予防接種状況の調査について（依頼）

平成20年12月10日付け疾第1544号で、疾病対策課長から別添写しのとおり「保健調査票に係る麻しん・風しんに関する予防接種の記録について」依頼がありました。

平成21年度も、「麻しん抗体保有率」や「第3期・第4期予防接種率」については、調査をお願いする予定でいます。

調査を円滑かつ効率良く進めるために、また、麻しん患者が発生した場合の適切な対応のためには、新年度に行う保健調査等で麻しん・風しん予防接種の有無や罹患歴等の調査を行うことが必要です。

保健調査等における、予防接種歴の調査については、各市町村教育委員会や各学校で対応していただいているところですが、「保健調査票に係る麻しん・風しんに関する予防接種歴の記録について」の記録の例を参考にいただき、麻しん・風しんの予防接種や罹患歴等について調査項目として設けていただくようお願いいたします。

また、市町村教育委員会においては、管内の学校への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担当；県立学校部保健体育課

健康教育担当 高橋

TEL；048-830-6963

FAX；048-830-4971

Eメール；a0237022@pref.saitama.lg.jp



疾 第 1 5 4 4 号
平成20年12月10日

教育局保健体育課長 }
総務部学事課長 } 様

保健医療部疾病対策課長

保健調査票に係る麻しん・風しんに関する予防接種の記録について（依頼）

各学校においては学校保健法施行規則第8条の2に基づき、健康診断を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときに、保健調査を実施しており、この調査項目については、学校や市町村教育委員会ごとにおいて、検討し決定しています。

今後、麻しん抗体保有状況等を各学校現場で円滑に把握するため、平成21年度学校における保健調査票を作成するにあたり、麻しん・風しんに関する予防接種の記録項目（下記参照）を設けるよう、市町村教育委員会及び私立学校等関係機関に対し周知してください。

記

	麻しんに罹ったことがある	はい ・ いいえ		
	風しんに罹ったことがある	はい ・ いいえ		
麻しん ・ 風しん	予防接種について			
		接種の有無	接種年月 (○年△月)	接種の種類
	1回目	あり ・ なし		麻しん・風しん・両方
	2回目	あり ・ なし		麻しん・風しん・両方
	3回目	あり ・ なし		麻しん・風しん・両方

感染症対策担当 古島 木村

TEL 048-830-3557

FAX 048-830-4809